

## ひきこもり等の支援ガイドライン（仮称）の活用方法（案）

- ( 1 ) 「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」提言（令和 3 年 8 月）の理念を反映した本ガイドラインを広く周知し、支援団体や関係機関等に活用いただく。
- ( 2 ) 都は、ひきこもり等の支援ガイドライン（仮称）の方針に沿った支援を行う支援団体として連携する団体を「都の連携団体」とし、協定を締結する。
- ( 3 ) 区市町村は、本ガイドラインを参考に、身近な地域における支援団体や都の連携団体を含むプラットフォームを構築する。